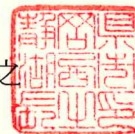


湖西市告示第 57 号

湖西市部活動振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 17 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市部活動振興費補助金交付要綱の一部を改正する 要綱

湖西市部活動振興費補助金交付要綱（平成 25 年湖西市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市部活動等振興費補助金交付要綱

第 1 条中「学校教育」の次に「及び地域クラブ活動」を加え、「市立小・中学校長」を「市立中学校長及び地域クラブの代表者（第 4 条及び第 5 条において「校長等」という。）」に、「部活動振興費補助金」を「部活動等振興費補助金」に改める。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この要綱において「地域クラブ」とは、中学校の部活動を継承し発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動を行う団体として教育委員会が認定したものをいう。

（補助対象者等）

第 3 条 補助金の区分、交付対象者及び対象経費並びに補助金の額は、次の表のとおりとする。

区分	交付対象者	対象経費	補助金額
学校部活動振興事業	中学校	(1) 大会又は試合に参加するために必要な、生徒の交通費及び宿泊費 (2) 楽器又は機材の運搬に要する経費 (3) 大会等への参加費 (4) 備品又は消耗品の購	左欄に掲げる経費の合計額とし、次に掲げる額の合計額を上限とする。 (1) 年度当初におけるクラブ（中学校において部活動を行う組織をいう。以下同じ。）の数に 5,000 円を乗じ

		入又は修繕に要する経費 (5) その他市長が必要と認める経費	て得た額 (2) 年度当初におけるクラブに所属する生徒の数に2,500円を乗じて得た額
全国大会等参加支援事業	中学校及び地域クラブ	全国大会その他市長が別に補助する必要があると認める大会に参加する場合における、当該大会に参加するために必要な選手及び補欠選手の交通費及び宿泊費	左欄の交通費及び宿泊費の合計額の2分の1以内で市長が必要と認める額

2 中学校の部活動において、全国大会等参加支援事業に係る補助を受けようとするときは、規則第11条の2の補助事業等計画変更承認申請書により、市長の承認を受けるものとする。

第4条中「校長」を「校長等」に、「第12条に規定する」を「第12条の」に、「部活動振興費補助金支出明細書」を「部活動等振興費補助金支出明細書」に改める。

第5条中「校長」を「校長等」に、「支払い」を「支払」に、「第6条に規定する」を「第6条の」に、「第3条第2項に規定する」を「第3条第2項の」に、「第11条の3に規定する」を「第11条の3の」に改める。

様式第1号中「部活動振興費補助金支出明細書」を「部活動等振興費補助金支出明細書」に改める。

様式第2号中「補助金の」を削り、「部活動振興事業の補助金」を「部活動等振興費補助金」に改め、「学 校 名」を「学校名又は地域クラブ名」に、

「 校 長 名 印 を

「 校 長 名 印 に改める。

(地域クラブの場合は代表者名)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。